



船舶設備関係法令及び規則

〔資格更新研修用テキスト（強電用）〕

平成18年9月

社団法人 日本船舶電装協会

目 次

I 船舶設備規程(関連抜粋)	1
(1) 電気設備	1
第1章 総則	1
第2章 発電及び変電設備	30
第1節 通則	30
第2節 発電機	41
第3節 蓄電池	56
第4節 変圧器	61
第3章 配電設備	66
第1節 配電盤	66
第2節 配電器具	74
第4章 電路	77
第1節 電線	77
第2節 配電工事	79
第3節 接地	101
第5章 電気利用設備	104
第1節 照明設備	104
第2節 動力設備	109
第3節 電熱設備	121
第4節 通信及び信号設備	123
第6章 非常電源等	125
第7章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	146
第8章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	153
(2) 脱出設備、操舵設備、航海用具	156
(3) 無線電信等の施設	222
II 危険物船舶運送及び貯蔵規則(関連抜粋)	230
III 船舶救命設備規則(関連抜粋)	241
IV 船舶消防設備規則(関連抜粋)	258
V 船舶自動化設備特殊規則	274
第1章 総則	274

第2章 機 関	274
第3章 設 備	278
VI 漁船特殊規程 (関連抜粋)	287
第1章 総 則	287
第3章 設 備	287
第1節 救命設備	287
第3節 其の他の設備	287
VII 小型船舶安全規則 (関連抜粋)	294
(1) 総 則	294
(2) 電 気 設 備	300
第1節 通 則	300
第2節 蓄 電 池	303
第3節 配 電 盤	305
第4節 電 路	306
第5節 電気利用設備	307
(3) 航 海 用 具	308
(4) 救 命 設 備	323
(5) 特殊小型船舶に関する特則	324
VIII 小型漁船安全規則 (関連抜粋)	326
(1) 総 則	326
(2) 電 気 設 備	327
(3) 航 海 用 具	331
(4) 救 命 設 備	335
IX 電気設備の検査	336
(1) 検査の種類 (船舶安全法第5条、同施行規則第17条~19条の2)	336
[A] 定期検査	336
[B] 中間検査	336
[C] 臨時検査	337
[D] 臨時航行検査	338
[E] 予備検査	338
(2) 用語の意義	338
[A] 旅客船	338

[B] 国際航海	338
[C] 特殊船	338
[D] 小型兼用船	339
[E] 小型船舶	339
[F] 小型漁船	339
[G] 航行区域	339
[H] 従業制限	339
(3) 検査の準備	340
[A] 定期検査の準備	340
[B] 第1種中間検査の準備	340
[C] 第2種中間検査の準備	340
[D] 予備検査の準備	340
(4) 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	341
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	341
第1章 第1回定期検査等	341
第2章 定期的検査等	350
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	353
第1章 第1回定期検査等	353
第2章 定定期的検査等	355
S編 検査の特例（電気ぎ装工事関係）	355
(5) 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構、電気設備関係抜粋）	357
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	357
2-1 第1回定期検査（製造検査を含む。）	357
2-2 定定期的検査	359
2-5 検査の特例	360
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	361
第2章 船舶検査の実施方法	361
X 索引	363